

平成19年度行政評価(平成18年度実施計画事業)

No.	事業名称	所属名称	事業説明	事業指標	H18年度 決算額 (単位:千円)	事業 の 必要 性	事業 の 優先 性	事業 の 経済 性	事業 の 有効 性	事業 の 公平 性	合計	評価結果の具体的理由	仕分け 結果	評価結果
18	社会福祉団体育成事業	福祉総務課	3団体1実施委員会(厚木市社会福祉協議会、厚木地区保護司会、厚木愛甲地区更生保護女性会、社会を明るくする運動実施委員会)に地域福祉活動の増進を目的として社会福祉団体の活動を支援し、その健全な育成を図るため、補助金及び交付金を支出した。	社会福祉協議会 人件費依存率 95.52%	121,726	4	4	4	4	4	20	地域福祉の増進には不可欠なものであるため。		継続
19	地域福祉推進事業	福祉総務課	地域福祉の推進に関する事項を一体的・総合的に定めた「厚木市地域福祉計画」に基づき、14地区市民センター区域ごとに「地区地域福祉推進委員会」を設置し、地域のニーズに対応した福祉活動への市民参加や福祉サービスの適切な利用の推進を図った。	地区地域福祉推進 委員会の事業数 896回	8,601	5	4	4	4	4	21	時代に適合した地域福祉活動へつなげていく必要があるため。		継続
20	福祉総合情報システム開発事業	福祉総務課	予定していたシステム開発の他に、急な法改正や事務処理の変更にも対応し、住民サービスの向上を目指すとともに業務の高度化・効率化を図った。 システム開発委託件数 7件	法改正等に伴うシステム開発未着手数 2件	29,973	4	5	3	4	4	20	福祉関連事業に係る市民サービスの向上に欠かせないものであるため。		継続
21	民生委員児童委員事業	福祉総務課	民生委員・児童委員の活動を支援し、研修事業の実施等による資質の向上を通じ、福祉サービス利用者主体の地域福祉の推進と充実を図った。	14地区民児協会長 会議の開催数 12回	36,319	5	4	4	4	4	21	市民福祉に果たす民生委員の役割は重要であり、今後とも行政との共同体制を維持増進していくため。		継続
22	在宅身体障害者福祉サービス事業	福祉総務課	総合福祉センターと民間委託施設において、在宅の身体障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、創作的活動などのサービスを実施し、身体障害者の自立的生活の向上とその家族の負担軽減が図られた。	デイサービス 契約更新率 100%	52,535	4	3	2	3	3	15	総合福祉センターで実施している身体障害者デイサービス事業の民間移行の検討及び自立訓練の廃止を検討する必要があるため。		見直し (縮小)
23	障害児デイサービス事業	福祉総務課	3歳児から就学前までの幼児に対し、総合福祉センター「ひよこ園」において、保育、音楽療法やプール指導、送迎サービス、給食サービスを行った。 日常生活の基本的な動作の習得、集団生活への適応を図るため、70人の幼児が延べ223日利用した。	契約更新条件のある 利用者の更新率 92%	18,616	4	4	4	4	4	20	民営化も視野に入れた検証は必要であるが、事業の必要性は高く、継続していくことが必要であるため。		継続
24	療育相談事業	福祉総務課	発達上何らかの心配のある児童、障害があると思われる児童やその保護者に対して、相談を受け、児童の問題や障害への理解を深め、適切な養育環境づくりや二次的な障害を予防するための助言及び指導をした。	面談数 48件	18,746	5	4	4	4	4	21	発達障害者支援法の施行に伴う市の責務もあり、また、相談件数も増加傾向にあることから、実施体制の充実も含め、引き続き実施していく必要があるため。		継続
25	ホームレス対策事業	福祉総務課	ホームレスになることを余儀なくされた者が市内に存在する現状への対策として、路上や野外での生活者に対する相談事業を実施した。 社会福祉士2人による巡回相談を32回、延べ件数で183件実施し、123人と面談し23人に対し自立援助等を行うことができた。	面談者数 121人	1,691	4	4	3	2	4	17	広域的な政策課題として、県等と協力して、抜本的な自立支援策を検討していく必要があるため。		継続
26	生活保護法による扶助費支給事業	生活福祉課	生活保護費の受給により、文化的な生活を送り、傷病等の自立阻害要因を取り除き、再就職するなど自分たちの力で生活できるよう支援した結果、1519世帯中、251世帯等(16.52%)の自立を促すことができた。	受給世帯数 1,519世帯	3,521,875	4	4	3	4	4	19	生活保障制度ではあるが、就労可能なものについては、自立、就労支援を重点に行い、認定、廃止には十分な調査を行い、公平性の確保、制度の適正な運用に努めていく必要があるため。		継続
27	在宅介護支援センター運営事業	高齢福祉課	在宅の要介護高齢者等やその家族に対し、身近な地域の中で在宅介護等に関する相談に幅広く応じ、高齢者のニーズに対応した各種の保健、福祉サービスを総合的に受けられるよう関係機関と調整することができた。	高齢者サービス 基本台帳作成率 (件数/訪問件数) 37%(H17)	26,078	3	3	3	3	3	15	事業の必要性は高いが、介護保険制度に基づく地域包括支援センターへの移行や役割についての棲み分けが曖昧になっており、将来的には、地域包括支援センターへの統合を検討する必要があるため。		見直し (改善)

平成19年度行政評価(平成18年度実施計画事業)

No.	事業名称	所属名称	事業説明	事業指標	H18年度 決算額 (単位:千円)	事業 の 必要 性	事業 の 優先 性	事業 の 経済 性	事業 の 有効 性	事業 の 公平 性	合計	評価結果の具体的理由	仕分け 結果	評価結果
28	老人憩の家整備事業	高齢福祉課	地域の高齢者の教養の向上と心身の健康増進及びレクリエーションと教養の場を提供するため、老人憩の家を整備した。 ・岡田老人憩の家等複合施設建設 ・(仮称)毛利台老人憩の家等複合施設建設 ・(仮称)睦合北地区内老人憩の家建設 ・(仮称)厚木南地区老人憩の家建設 ・愛名老人憩の家等複合施設建設	老人憩の家 年間利用者数  115,005人	266,460	4	4	3	3	3	17	地域の高齢者人口や地域環境、また、高齢者に限定されない施設としての検討も視野に入れ、未設置地域の整備や老朽化施設の建替え等施設整備を行っていくため。		継続
29	介護老人保健施設建設事業補助金	高齢福祉課	厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき施設整備を行う介護老人保健施設の施設整備費の一部補助を行う。平成18年度内の完成予定であったが、一部事業内容の変更があり、法人と県との協議が遅滞したことにより、年度内に完成できなかった。	進ちょく率 (実績/予定工程)  0%	0	3	4	3	4	4	18	第3期高齢者保健福祉計画における施設整備計画に基づくもので、必要な事業であるが、将来的には、国の福祉施策等を踏まえ、必要量をよく精査し、計画的に整備することが必要であるため。		見直し (改善)
30	特別養護老人ホーム建設費補助事業	高齢福祉課	厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき施設整備を行う介護老人福祉施設の施設整備費の一部補助を行った。社会福祉法人の経営基盤の安定を図り、市民が安心して施設を利用できるようにした。	進ちょく率 (実績/予定工程)  100%	130,200	3	4	3	4	4	18	第3期高齢者保健福祉計画における施設整備計画に基づくもので、必要な事業であるが、将来的には、国の福祉施策等を踏まえ、必要量をよく精査し、計画的に整備することが必要であるため。		見直し (改善)
31	民間老人福祉施設整備借入償還金補助事業	高齢福祉課	社会福祉法人の経営基盤の安定を図り、市民が安心して施設を利用できるようにするため、社会福祉法人が行う老人施設整備に伴う福祉医療機構等からの借入償還金元金の一部補助(8施設)を行った。	補助割合 (補助総額/ H18償還総額)  16%	40,302	3	3	2	2	3	13	第3期高齢者保健福祉計画期間内に、本計画に基づき整備した社会福祉法人までは、従来どおり継続していくが、それ以降のものについては見直しを行う必要があるため。		見直し (改善)
32	敬老事業	高齢福祉課	75歳以上の高齢者を対象に文化会館大ホールにおいて敬老会を開催、敬老祝金・祝品の贈呈等を行った。 多年にわたり社会の発展に寄与されてきた高齢者を敬愛し、長寿のお祝いをした。	参加率 (参加者数/ 対象者数)  92%	90,707	3	3	3	2	3	14	高齢社会の進展を踏まえ、敬老会、敬老祝金・祝品給付事業について見直しを行いながら実施していく必要があるため。		見直し (改善)
33	高齢者生きがい就労事業	高齢福祉課	シルバー人材センターへ支援をすることにより、高齢者の就労機会の確保・拡大を図った。 登録会員数 1,190人 契約件数 2,406件	補助対象件数  1件	44,468	4	3	3	4	4	18	自主財源の確保などについて指導、助言していく必要はあるが、高齢者の就業機会の確保及び拡大と雇用の促進が必要であるため。		継続
34	高齢者バス割引乗車券購入費助成事業	高齢福祉課	高齢者の外出する機会を増やし、生きがいを高めるため、4月1日現在で70歳以上の高齢者を対象に、高齢者バス割引乗車券購入費を助成(1年券9,000円のうち、7,000円を助成)し、高齢者の外出機会を増やすことができた。	交付枚数  6,258枚	58,401	4	4	4	4	3	19	今後、高齢者の増加を踏まえ、利用状況の検証及び受益者負担の見直しを行うとともに、手続きの簡略化等によるサービスの向上等の改善を図る必要があるため。	要改善	見直し (改善)
35	老人クラブ指導育成事業	高齢福祉課	厚木市老人クラブ連合会の運営費を支援することにより、老人クラブの社会奉仕活動、生きがい活動や健康づくり活動が実施できた。 老人クラブ会員数 5,808人 [平成19年4月1日現在]	連合会参加割合 (会員数/60歳以上 高齢者人口)  13%	22,710	4	4	3	3	3	17	老人クラブへの加入促進を図る活動など重点的な取り組みについて指導、助言していく必要があるが、高齢者の健康、生きがいづくりの一環として引き続き支援していく必要があるため。		継続
36	在宅福祉推進事業 (在宅サービス事業)	高齢福祉課	高齢者及びその家族に対し、日常生活の向上等のため、配食サービス、理髪、はり・きゅう・マッサージ、日常生活用具貸与給付等の在宅支援サービスを提供した。 配食対象者数 395人 配食数 60,762食	配食実施率 (配食数/ 希望食数)  100%	99,907	4	4	3	3	3	17	高齢化、核家族化が進む中で、事業の必要性は高いが、受益者負担等の面で検討する必要があるため。		見直し (縮小)

平成19年度行政評価(平成18年度実施計画事業)

No.	事業名称	所属名称	事業説明	事業指標	H18年度 決算額 (単位:千円)	事業 の 必要 性	事業 の 優先 性	事業 の 経済 性	事業 の 有効 性	事業 の 公平 性	合計	評価結果の具体的理由	仕分け 結果	評価結果
37	生活支援事業 (自立支援デイサービス、ホームヘルプサービス事業)	高齢福祉課	介護保険の認定が受けられない高齢者のうち自立度の低い方を対象に、自立支援デイサービス406回、ホームヘルプサービス292回を実施し、日常生活の支援をした。	利用率 (利用回数/ 利用可能回数)  80%	2,636	2	2	3	3	2	12	介護保険法の改正により、介護予防事業へ重点が置かれたことから、本事業も介護予防事業への転換を図っていくが、引き続き実施する必要があるため。		継続
38	訪問介護員養成研修事業	高齢福祉課	訪問介護員(ホームヘルパー)の確保及び養成のため、訪問介護員養成研修(2級課程)を委託により実施し、17人が資格を取得した。 この結果、訪問介護員(2級課程修了者)は、平成8年度から累計506人となった。	受講修了者数  17人	1,500	3	2	2	3	2	12	民間による資格養成の充実や、国の指針を踏まえ、検討する必要があるため。		見直し (改善)
39	老人保護措置事業	高齢福祉課	65歳以上の者であって、身体、精神上の理由などにより在宅での生活が困難な高齢者を養護老人ホーム等に入所措置し、自立した日常生活を営むことができるようにした。	入所者割合 (新規措置者数/ 入所待機者数)  60%	37,767	4	4	4	4	4	20	法に基づく措置制度であり、引き続き実施していく必要があるため。		継続
40	身体障害者居宅生活支援事業	障害福祉課	居宅介護(ホームヘルプサービス)を必要とする利用者86人が総時間数37,775時間利用したほか、短期入所(ショートステイ)、入浴サービスなどのサービスを利用し、在宅で生活する身体障害者の日常生活及び社会生活を支援した。	1人当たりの 利用時間数  439時間	126,317	4	4	3	4	3	18	障害者自立支援法の施行に伴い、事業を統合する必要があるため。		見直し (統合)
41	知的障害者居宅生活支援事業	障害福祉課	居宅介護(ホームヘルプサービス)を必要とする利用者228人が総利用時間数12,366時間が利用したほか、デイサービス、短期入所(ショートステイ)、グループホームなどのサービスを利用し、在宅で生活する知的障害者及び障害児の日常生活及び社会生活を支援した。	1人当たりの 利用時間  54時間	212,242	4	4	3	4	3	18	障害者自立支援法の施行に伴い、事業を統合する必要があるため。		見直し (統合)
42	在宅精神障害者援護事業	障害福祉課	精神障害者居宅生活支援事業の実施、社会復帰施設への運営費補助、精神障害者及び地域住民に精神障害者に対する理解や正しい知識の普及を図り、在宅精神障害者の自立と社会参加を促進した。 居宅介護(ホームヘルプサービス)を必要とする利用者24人が総利用時間数1,270時間利用した。 また、短期入所(ショートステイ)についても127日利用し、在宅で生活する精神障害者の日常生活及び社会生活を支援した。	1人当たりの 利用時間数  53時間	7,230	4	4	3	4	3	18	障害者自立支援法の施行に伴い、事業を統合する必要があるため。		見直し (統合)
43	障害者社会参加促進事業	障害福祉課	障害者の社会参加の促進を図るため、福祉タクシー利用券や自動車ガソリン購入券(選択制)の助成を行った。 福祉タクシー利用券 1,525人 自動車ガソリン購入券 1,279人	福祉タクシー利用券 の交付人数  1,525人	71,466	4	3	3	3	2	15	ガソリン価格の変動等は影響が大きいですが、障害者の社会参加の促進のため、継続する必要がある。		継続
44	障害者生活支援事業	障害福祉課	NPO法人あつぎ障害者自立生活センターに各種相談やピアカウンセリング(同じ背景を持つ人同士が、対等な立場で話しを聞き合うこと。)等の事業を委託し、地域で生活する身体障害者を中心とする障害者に対して、自立と社会参加の促進を図った。 センター利用件数 283件 相談件数 208件	利用件数  283件	6,690	3	3	3	4	3	16	障害者自立支援法の施行に伴い、事業を統合する必要があるため。		見直し (統合)
45	障害者地域作業指導事業	障害福祉課	一般就労が困難な在宅の身体障害者と知的障害者に就労の場を提供(8施設)し、作業訓練等の指導を行う地域作業所の運営を支援しながら、通所する障害者の自立向上と地域参加の促進を図った。	通所者数  124人	100,833	4	4	3	4	3	18	障害者自立支援法の施行に伴い、新制度下での市の対応策を検討していく必要はあるが、障害者の自立向上と地域参加の向上のため、継続する必要がある。		継続

平成19年度行政評価(平成18年度実施計画事業)

No.	事業名称	所属名称	事業説明	事業指標	H18年度 決算額 (単位:千円)	事業 の 必要 性	事業 の 優先 性	事業 の 経済 性	事業 の 有効 性	事業 の 公平 性	合計	評価結果の具体的理由	仕分け 結果	評価結果
46	障害者福祉手当等給付事業	障害福祉課	障害者の生活を支援するために心身障害者福祉手当を支給し、福祉の向上を図った。(年1回支給)	支給人数 5,595人	227,364	4	3	3	4	3	17	対象となる障害者数が年々増加傾向にあるため、加齢による新規手帳取得者の取り扱い等も含めた検討は必要であるが、継続して実施する必要があるため。		継続
47	身体障害者施設入所支援事業	障害福祉課	在宅で生活すること又は十分な保護が受けられない身体障害者について、更生施設に入所又は通所することにより、適切な訓練又は援護を図った。 施設利用件数 548件 利用者 46人	利用件数 548件	154,262	4	4	3	4	3	18	障害者自立支援法の施行に伴い、事業を統合する必要があるため。		見直し (統合)
48	身体障害者補装具等給付事業	障害福祉課	障害者に対し、車いすや補聴器などの補装具3,490件、特殊ベッドや入浴補助用具などの日常生活用具233件を給付し、経済的負担の軽減とともに障害者の自立と日常生活の向上を図った。	補装具給付件数 3,490件	90,774	4	4	3	4	3	18	障害者自立支援法による新たな制度の事業のため、同法の動向を見極めながら継続していく必要がある。		継続
49	精神障害者地域作業指導事業	障害福祉課	一般就労が困難な在宅精神障害者に就労又は日中活動の場(5箇所)を提供し、通所する障害者の自立向上と社会参加が図られた。	通所者数 103人	64,613	4	4	4	4	3	19	障害者自立支援法の施行に伴い、新制度下での市の対応策の検討は必要であるが、継続する必要があるため。		継続
50	知的障害者施設入所支援事業	障害福祉課	在宅で生活すること又は十分な保護が受けられない知的障害者について、更生施設に入所又は通所することにより、適切な訓練又は援護を提供した。 施設利用件数 2,415件 利用者 219人	利用件数 2,415件	409,350	4	4	3	4	3	18	障害者自立支援法の施行に伴い、事業を統合する必要があるため。		見直し (統合)
51	子育て支援事業	児童福祉課	地域の子育て家庭や、これから子育てを始める家庭の保護者や児童に対する支援体制の充実を図るため、子育て支援センターの子育てサロン、移動子育てサロンの開設(27箇所、34,376人利用)や子育て相談(1,048件)などを実施し、家庭で保育をしている者の育児不安の解消や仲間づくりなどを進めることができた。	利用者数 34,376人	12,071	5	4	4	4	4	21	あつぎ元気アップ戦略(3つの重点施策)の一つ(子育て支援対策)として、保育所や地域で実施される関連事業等との連携を図り、身近な施設での支援体制が強化できるような事業展開をする必要があるため。		拡大
52	保育施設整備充実事業	児童福祉課	社会福祉法人等の認可保育所の整備に要する費用を補助することにより、保育所の入所定員枠を拡大し、待機児童数を減少させる。平成18年6月に民間認可保育所(定員30人)を開設し、保育所の入所定員枠を拡大したことにより、平成18年6月には待機児童はゼロを実現した。	保育所待機児童数 (H19.4.1現在) 0人	23,639	5	5	4	4	4	22	待機児童ゼロを維持することを目的として、現事業内容を継続していく必要があるため。		継続
53	保育内容充実事業	児童福祉課	多様化する保育ニーズに対応するため、民間の認可保育所の保育機能を充実させるとともに、私設保育施設の経営基盤を強化、安定させ、保育サービスの充実を図った。	認可保育所及び認定保育施設数 30施設	2,020,189	5	4	3	4	4	20	少子化対策のために、保育に欠ける児童の保育について充実を図るとともに、多様化する保育ニーズに対応していかなければならないため。		継続
54	児童扶養手当給付事業	児童福祉課	母子家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉増進を図るため、児童扶養手当を支給した。	受給者数 1,440人	658,267	4	4	4	4	5	21	国庫負担割合の変動など国の制度改正の動向を注視する必要があるが、母子家庭が増加している中、制度継続の必要性は高いため。		継続
55	母子家庭等支援事業	児童福祉課	母子福祉手当、家賃助成事業など各種手当金の支給、母子自立支援員による相談を実施し、母子家庭等の生活の安定、母親の就労等による経済的自立の支援を図ることができた。	母子等福祉手当給付事業の対象児童数 1,881人	106,906	4	4	4	3	4	19	野外活動について、母子家庭・父子家庭の福祉向上を図るために、旅行を実施することは、有効性が低く、費用対効果の観点からも、廃止を検討する必要があるため。	不要 (野外活動のみ)	見直し (縮小)